

2018

2019

2020

実用化試験局制度

- 干渉を避けるため、飛行区域を必要最小限に限定
- 経路の詳細事項を記入の上、事業者経由で申請
- 免許手続のみで約1ヶ月

実用化試験局の新制度の試行実施、順次改正

- パワーコントロールが入ったドローンの実用化試験局の免許の条件から、**飛行区域の制限を試行的に撤廃**（免許の条件は携帯電話事業者が、他の無線通信に干渉を起こさないよう管理することのみ）
- 書面の不要化、事後報告化等で免許期間も**試行的に1週間程度に短縮**(7月頃～)

▲
4月・5月
全国単位
160局の免許を実施

実用化試験局制度等の改正（追加）

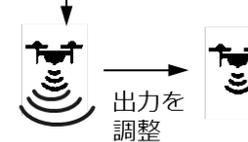
- パワーコントロールがない場合も、使用できる周波数を限定する等で、**1週間程度で免許へ**

携帯電話事業者による運用（実用局化）

- 携帯電話事業者のシステムが整備された段階で、**ユーザがWeb経由等で携帯電話事業者に申請して飛行可能な環境へ**
- 総務省の携帯電話の上空利用に関する**実用化試験局制度は廃止**



利用可能 手数料XXX円
利用不可 台数超過
〇時～〇時は可



内容を反映

▲
11月
規制改革会議第4次答申

試行内容を制度化の検討に随時反映

反映

